

対象となる方

- 本件事故時点における生活の本拠に居住を継続するにあたり、放射性物質による汚染を懸念し、地方公共団体等による除染によらず、自ら所有する住宅等の除染作業（以下、「自主的除染」といいます）を実施し、追加的費用の負担を余儀なくされた個人さま

※ 実施された自主的除染につきましては、福島第一原子力発電所からの距離や空間線量の情報等を踏まえ、個別に合理性の確認をさせていただきます。

なお本件事故時点において、以下に生活の本拠があった方につきましては、自主的除染を実施されることの合理性の確認を省略させていただきます。

福島市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、広野町、川内村、新地町

※ 帰還困難区域、居住制限区域および避難指示解除準備区域に生活の本拠があった方につきましては、お支払いの対象になりません。

対象となる損害

- 自主的除染にかかる費用のうち実際に負担された以下の費用

ご請求項目	内容
外部委託費用	除染作業を事業者等に委託し、実際にご負担された費用
物品購入費	除染作業を行うにあたり、実際にご負担された物品購入にかかる費用
証明書類取得費用	実際にご負担された証明書類取得費用 例) 固定資産税課税明細書の写しの取得費用等

なお、上記の費用は、以下の(1)、(2)のいずれもみたすものとさせていただきます。

(1) 対象となる除染実施箇所

自ら所有する居住を目的とした住宅等※1の屋外部分であること

※1 一つの敷地内にある居住用家屋、庭、駐車場、離れ、蔵等およびそれらが建つ土地をいいます。山林、別荘、自らが所有されていない物件等は、原則として対象となりません。

(2) 対象となる除染作業

以下の①、②のいずれもみたす除染作業のうち必要かつ合理的な範囲であること※2※3

① 居住空間の線量低減が目的であること

② 本件事故にかかわらず実施されるメンテナンス等と異なる追加的対応であること※4

※2 「必要かつ合理的な範囲」とは、以下の場合をいいます。

- ・ 環境省が策定した「除染関係ガイドライン」に準じた対応である場合
(原則として原状回復が可能な対応に限ります)
- ・ 上記以外の対応については、「除染関係ガイドライン」に準じた対応と比較したうえで、その対応が合理的であることが確認できる場合

※3 以下の場合には、原則として賠償の対象となりません。

- ・ リフォーム等、資産価値の向上効果がある場合
- ・ 地震、津波により倒壊、損傷した住宅等の建て替え、修繕等の場合
- ・ 同一対象物に対する2回目以降の除染の場合

※4 壁の補修や消耗品(エアコンフィルター等)の交換等、経年劣化に対する補修等、通常実施される清掃・メンテナンス等は、原則として追加的対応となりません。

賠償対象期間

- 平成23年3月11日から平成24年9月30日

賠償金額

- 実際にご負担された自主的除染にかかる費用のうち、必要かつ合理的な範囲をお支払いさせていただきます。

ご提出いただく書類

各種証明書類のうち写し等の記載がない書類につきましては、原本をご提出ください。

- 外部委託費用をご請求される場合

以下の(1)(2)の書類をご提出ください

(1) 支払事実と作業内容がわかる書類を、委託した作業ごとにご提出ください

確認事項	具体的内容	証明書類例
支払事実	・お支払い金額 ・お支払い内容 ・お支払い日	以下のいずれか1つをご提出ください。 ・領収書 ・振込票の控えおよび請求書 ・預金通帳の写しおよび請求書 等
作業内容	・除染作業実施日 ・除染作業実施箇所 ・除染作業の内容 ・除染作業の効果	・作業実施報告書 ・除染作業を行った事業者等からの請求書 ・見積書 等一式※¹

(2) 敷地面積がわかる書類をご提出ください

確認事項	具体的内容	証明書類例
敷地面積	・除染作業の対象となった住宅等の敷地面積	・固定資産税課税明細書の写し 等

- 物品購入費をご請求される場合

購入物品と支払事実および作業内容が確認できる書類をご提出ください

確認事項	具体的内容	証明書類例
購入物品と支払事実	・お支払い金額 ・購入物品 ・お支払い日	以下のいずれか1つをご提出ください。 ・領収書(購入物品がわかるもの) ・振込票の控えおよび請求書 ・預金通帳の写しおよび請求書 等
作業内容	・除染作業状況 ・除染の効果・結果	・除染を実施したことがわかる写真 等一式※¹※²

- 証明書類取得費用をご請求される場合

支払事実がわかる書類(領収書等)

※¹ 書類の追加提出にかかるお手数をおかけしないため、除染作業内容に関連する書類一式をご提出ください。

※² 物品購入費のご請求において、除染を実施したことがわかる書類をご提出いただけない場合につきましては、別途除染の実施内容等をお伺いさせていただくこともございますので、あらかじめご了承ください。

ご留意事項

- ご請求者さまご自身の労務費など実際の支出が確認できない損失は、お支払いの対象になりません。
- 賠償対象期間内であっても、地方公共団体等による除染が実施された後の自主的除染にかかる費用は、お支払いの対象になりません。
- 「住宅等の補修・清掃費用に係る賠償」ですでに賠償させていただいた住宅等の補修・清掃費用については、ご請求いただけません。
- 自主的除染の実施にあたり放射線測定を外部に委託された場合の費用は、「外部委託費用」にてご請求ください。
- 事業用資産等に対する除染作業も同時に実施された際に、店舗兼住宅等、実施範囲を居住空間と区分できない場合は、本請求書であわせてご請求ください。
- 賠償対象期間後に実施された外部委託費用につきましては、事業者等のスケジュールの関係上実施できなかった場合等、個別のご事情をお伺いいたします。
- 見積書等の作業実施前に作成された書類をご提出いただいた場合には、他の書類とあわせて実際に実施されたことを確認させていただきます。
- 補助金等を受け取られた場合につきましては、受け取られた補助金額がわかる書類（補助金の通知書等）をご提出ください。
- ご提出いただいた書類で必要事項が確認できない場合、改めて書類のご提出等をお願いすることがございます。
- 領収書等が複数枚ある場合であっても、1回にまとめてご請求ください。
- 賠償金のご請求および受領につきましては、世帯ごとに「代表者」の方がとりまとめていただきますようお願いいたします。
- 領収書等の支払事実がわかる書類を紛失された場合でも、保証書で品名や購入日が確認でき、実際の購入金額をご証明いただける書類がある場合等は、個別に対応させていただきますので、弊社福島原子力補償相談室(0120-926-404)までお問い合わせください。
- マンション等集合住宅における管理組合さまからのご請求につきましては、誠にお手数ですが、弊社福島原子力補償相談室(0120-926-404)までご連絡ください。

1-3 賠償金ご請求についてのご留意点

①本冊子にもとづく賠償金の対象

本冊子は個人さま向けです。法人さまおよび個人事業主さまには、別途賠償金ご請求のご案内をさせていただきますので、詳しくは弊社福島原子力補償相談室(0120-926-404)までご連絡ください。なお事業用資産等に対する除染作業も同時に実施された際に、店舗兼住宅等、実施範囲を居住空間と区分できない場合は、本請求書であわせてご請求ください。

②お支払いについて

賠償金のお支払いにつきましては、ご請求の内容、ご事情等を確認させていただき、必要かつ合理的な範囲でお支払いいたします。「本件事故」との相当因果関係が認められないと考えられる場合や、ご請求金額につきまして社会通念上相当な金額を超えていると判断される場合は、お支払いできないか、またはお支払い金額を減額させていただきますことをご容赦ください。

③仮払補償金との関係について

世帯単位でお支払いした仮払補償金につきましては、世帯単位で精算させていただきますことをご容赦ください。

④お支払い後の賠償金額変更にもなう精算について

お支払いいたしました賠償金額が変更となる場合は、後日精算のお願いをさせていただく場合がございますことをご容赦ください。

賠償される範囲について

Q1 賠償内容はどのように決めているのか。

A1 弊社では、原子力損害賠償紛争審査会が策定した「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」(各追補を含む)を踏まえ、賠償基準を策定しております。

なお、上記指針につきましては、原子力損害賠償紛争審査会のホームページでご覧いただけます。
URL:http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kaihatu/016/index.htm

Q2 指針で示されていない損害項目については、賠償請求できないのか。

A2 弊社では、指針を踏まえ、賠償基準を策定しておりますが、中間指針に示されていない損害項目についても、本件事故と相当因果関係の認められる損害については、個別にご事情を伺わせていただきますので、弊社福島原子力補償相談室(0120-926-404)までお問い合わせください。

Q3 帰還困難区域、居住制限区域および避難指示解除準備区域に生活の本拠があった方について、支払いの対象にならないのはなぜか。

A3 当該区域に生活の本拠があった方につきましては、賠償対象期間において政府による「避難等」の指示等が継続しており、自主的除染を実施することが困難であったことから、お支払いの対象に含まれておりません。

仮払補償金の扱いについて

Q4 仮払補償金とは何か。

A4 仮払補償金は、本件事故にともない、原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定にもとづき「避難」・「屋内退避」が指示された地域等にお住まいの方々に対して、避難による損害への充当を前提に、弊社から当面の必要な資金として過去にお支払いさせていただいたものです。

なお、詳細につきましては、弊社のホームページでご覧いただけます。

URL:<http://www.tepco.co.jp/cc/press/11041502-j.html>

Q5 仮払補償金の精算方法はどうなるのか。

A5 過去にお支払いした仮払補償金につきましては、本賠償のご請求にともないお支払いする賠償金額からご精算させていただきます。

Q6 今回の賠償額がこれまでに受領している仮払補償金の額よりも少ない場合、東京電力に返金しなくてはならないのか。

A6 ご請求いただく賠償額がお支払い済みの仮払補償金の額に満たない場合には、その残額について、今回ご返金いただく必要はございません。

自主的除染にかかる費用

Q7 賃借している住宅等について自主的除染を行ったが、賠償対象となるか。

A7 賃借されている住宅等につきましては、原則として住宅等の所有者さま（賃貸人）からご請求いただくこととさせていただきます。

Q8 区分所有しているマンションについて自主的除染を行ったが、賠償対象となるか。

A8 区分所有の物件につきましては、管理組合さまからご請求いただくこととさせていただきます。管理組合さまからのご請求につきましては別様式の請求書をお送りいたしますので、弊社福島原子力補償相談室（0120-926-404）までお問い合わせください。

Q9 外部委託費用とは、具体的にはどのような費用か。

A9 屋根、雨どい等の洗浄作業や庭の表土の削り取り作業等を事業者等に依頼された際に、実際にご負担された委託費用が該当します。

Q10 物品購入費とは、具体的にはどのような費用か。

A10 外壁等の除染をするためのブラシや高圧洗浄機等の購入費が該当します。

Q11 除染関係ガイドラインとは何か。

A11 除染関係ガイドラインとは、放射性物質汚染対処特措法にもとづき、土壌等の除染等の措置の基準や除去土壌の処理の基準を定める環境省令などを具体的にご説明している環境省のガイドラインとなります。なお、詳細につきましては、除染情報サイト（環境省）のホームページでご覧いただけます。
URL: <http://josen.env.go.jp/material/>

Q12 「旧緊急時避難準備区域」、「旧屋内退避区域の一部」、「特定避難勧奨地点」および「南相馬市が住民に対して一時避難を要請した区域の一部」を対象とする「住宅等の補修・清掃費用に係る賠償」は、今回の賠償に含まれるのか。

A12 本件事故による避難等にもなう管理不能等により、同区域内の住宅等に生じた損傷を原状回復するための費用の賠償であり、今回の自主的除染にかかる賠償とは異なります。

Q13 自ら居住する住宅等のほか、事業用資産等に対しても自主的除染を行ったが、それぞれを区分することができない場合、どうすればよいのか。

A13 住宅等に対する自主的除染と事業用資産等に対する自主的除染が区分できない場合には、本冊子に同封の『賠償金 ご請求書 自主的除染にかかる費用（個人さま用）』にてご請求ください。

Q14 自ら居住する住宅等に対する自主的除染の請求のほかに、事業用資産等に対する自主的除染を『賠償金 ご請求書（法人さま用）』にて請求する予定だが、これを『賠償金 ご請求書 自主的除染にかかる費用（個人さま用）』と同封して送付してよいのか。

A14 『賠償金 ご請求書（法人さま用）』につきましては、本冊子に同封の『賠償金 ご請求書 自主的除染にかかる費用（個人さま用）』とは別にご送付ください。

ご請求からお受け取りまでの流れについて

Q15 請求書を送った後はどうすればよいか。

A15 ご送付いただいたご請求書を弊社にて受領いたしましたら、速やかに「賠償金ご請求書受付のお知らせ」を送付させていただきます。その後、弊社にてご請求内容を確認後、「お支払い明細書」および「合意書」を郵送させていただきます。「お支払い明細書」をご確認いただき、合意いただける場合は「合意書」にご署名いただき、弊社までご郵送ください。

Q16 請求書提出後、東京電力に書類が到着していることは、確認可能か。

A16 弊社にて、ご請求書を受領いたしましたら「賠償金ご請求書受付のお知らせ」を送付させていただきます。

Q17 請求書は、いつまでに提出すればよいか。

A17 迅速にお支払いさせていただく観点から、お早めにご請求ください。

Q18 賠償金支払いの通知はされるか。

A18 ご指定の口座にお振込をさせていただいたのち、「賠償金お支払いのお知らせ」を送付させていただきます。

Q19 「合意書」に署名し、返送した場合、請求漏れなどがあっても賠償を受けられなくなるのではないか。

A19 「合意書」にご署名いただき、合意に至った項目でも、やむを得ないご事情によりご請求漏れなどがあった場合には、追加請求のご相談に応じさせていただきます。

その他

Q20 請求に必要な書類が用意できない場合はどうすればよいか。

A20 領収書等の支払事実がわかる書類を紛失された場合でも、保証書で品名や購入日が確認でき、実際の購入金額をご証明いただける書類がある場合等は、個別に対応させていただきますので、弊社福島原子力補償相談室(0120-926-404)までお問い合わせください。

Q21 請求書のページだけでは記入しきれない場合はどうすればよいか。

A21 当該ページをコピーし、必要事項をご記入のうえ、ご請求書とともにご郵送ください。

Q22 請求書に記載されている世帯構成員情報に誤りがある場合どうすればよいか。

A22 本請求書は、過去にご連絡いただいた世帯構成員情報にもとづき、あらかじめ印字しております。印字されている情報に誤りがある場合や変更が必要な場合には、ご世帯の状況に合わせた新しい請求書をお送りいたしますので、弊社福島原子力補償相談室(0120-926-404)までお問い合わせください。ただし、代表者さまに関する情報のみが印字されている場合や、代表者さまおよび費用をご負担された方に関する情報のみが印字されている場合がございます。印字されている情報に誤りがない場合には、そのままご請求ください。

Q23 相続人であることを証明するためには、どのような書類を提出すればよいか。

A23 被相続人が生まれてから亡くなるまでのすべての「戸籍謄本」、相続人全員の「戸籍謄本」、「委任書」または「遺産分割協議書」、相続人全員の「印鑑証明書」をご提出ください。

Q24 高齢等の事情により、本人が請求書に記入できない場合は、どのようにすればよいか。

A24 後見人等、代理権がある方に代筆いただくことを原則といたしますが、ご請求者さまご本人の口座へのお支払いである場合は、ご親族や周囲の方などの代筆も可能です。

Q25 世帯の代表者(代表請求者)と振込口座の名義人は違ってかまわないか。

A25 世帯の代表者(代表請求者)さまの口座に世帯単位でお振込をさせていただくため、世帯の代表者(代表請求者)さまとお振込口座名義人は、同一の方とさせていただいております。

Q26 送付された請求書に印字されていた郵送先住所・名前に誤りがあったがどのようにすればよいか。

A26 二重線で取り消していただき、正しい内容をご記入ください。

Q27 請求書を紛失した場合は、どのようにすればよいか。

A27 ご請求書を再発行させていただきますので、弊社福島原子力補償相談室(0120-926-404)までご連絡ください。